

案

杉並区 A I オンデマンド交通検討部会設置要領

令和 6 年 月 日

(設置)

第 1 条 誰もが気軽に快適に移動できる地域社会の実現に向けた専門的な検討及び協議を行うことを目的として、杉並区地域公共交通活性化協議会条例(令和 3 年杉並区条例第 35 号。以下「条例」という。)第 6 条第 1 項の規定に基づき、杉並区 A I オンデマンド交通検討部会(以下「検討部会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検討部会の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 杉並区地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)から付託された事項に関すること。
- (2) その他地域公共交通に関する事項

(構成)

第 3 条 検討部会は、条例第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長が指名する別表に掲げる委員をもって構成する。

(検討部会)

第 4 条 検討部会に部会長を置き、部会長は、協議会会長が指名する。

- 2 部会長は、検討部会を代表し、会務を総括する。
- 3 検討部会は、部会長が招集する。
- 4 部会長を補佐するため、部会長は、必要に応じて委員のうちから副部会長を指名することができる。
- 5 部会長に事故があるときは、副部会長又は部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 6 第 3 項の規定にかかわらず、部会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、書面により検討部会を開催することができる。
 - (1) 緊急を要する場合であって、委員の招集が困難であると認めるとき。
 - (2) 軽微な事案であると認めるとき。

(庶務)

第 5 条 検討部会の庶務は、都市整備部管理課において処理する。

(委任)

第 6 条 この要領に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は、部会長が検討部会に諮り決定する。

附 則

この要領は、令和 6 年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

学識経験者	杉並区地域公共交通活性化協議会会長
	杉並区地域公共交通活性化協議会副会長
公共交通事業者等の関係者	東京都交通局自動車部計画課長
	関東バス株式会社取締役運輸部長
	京王電鉄バス株式会社運輸営業部乗合事業担当課長
	西武バス株式会社計画部計画課長
	小田急バス株式会社運輸計画部次長
	国際興業株式会社運輸事業部担当部長
	一般社団法人東京バス協会乗合業務部長
	一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会業務部長
	東京都交通運輸産業労働組合協議会バス部会幹事
	東京都交通運輸産業労働組合協議会幹事ハイタク部会事務局長
	（予定）キャピタルモーターズ株式会社代表取締役社長
関係行政機関の職員	国土交通省関東運輸局東京運輸支局首席運輸企画専門官（輸送）
区の職員	都市整備部長